



2022年4月21日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 丸 山 雄 平
(コード番号：6085 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 管理本部長 山 口 裕 司
(TEL. 06-6363-5701)

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の和解及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2020年12月9日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり株式会社STP(以下「原告」といいます。)より請負工事代金請求訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提起されておりましたが、2022年4月21日付で、本件訴訟において和解が成立しましたので、お知らせいたします。また、和解金の支払いに伴う特別損失の計上に関するお知らせをいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社(本店住所：横浜市南区、代表取締役東正、2020年1月22日破産手続き開始、2021年2月11日破産手続き廃止の決定確定)(以下「ATI」といいます。)が、2019年6月に株式会社STP(以下「STP社」といいます。)へ依頼した請負工事について、ATIが破産手続きを開始したことにより、STP社が請負工事代金を回収することができなくなったため、ATIの当該請負工事にかかる未払い代金について当社に支払い義務があるものとして、本件訴訟が提起されました。当社といたしましてもこれまで適切に反論を行ってまいりましたが、訴訟の長期化による当社事業への影響や訴訟費用等を総合的に勘案した結果、本件の訴訟の早期解決が総合的利益に適うと判断し、2022年4月21日付で和解することといたしました。

2. 和解の相手方の概要

- (1) 原告の名称 株式会社STP
- (2) 本店所在地 大阪府八尾市南本町五丁目6番28号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 下村 政博

3. 和解の内容

当社がSTP社に対して、本件訴訟の和解金として5百万円を支払うものとし、この支払をもって、和解が成立、訴訟が終了することになります。また、訴訟費用に関しては各自の負担となっております。

4. 今後の見通し

2022年3月期決算において、本件の和解金5百万円を特別損失として計上する見込みです。なお、2022年3月期通期業績につきましては現在集計作業中であり、確定次第、速やかにお知らせいたします。

以上